

①育児・介護休業法：仕事と育児・介護の両立を支援するための法律

対象者：子を養育する男女労働者 * 家族の介護についても同じ項目あり

| 権利 | 内容 | 利用するには |
|-----------------------------------|--|--|
| 育児休業 (いわゆる育休) | ・1歳に満たない子を養育するための休業（一定の場合は2歳に達するまで取得可）。パパ・ママ同時に取得可（その場合は1歳2ヶ月まで）。 ～R4.9.30 パパ・ママともに期間内に1回のみ取得可 R4.10.1～ パパ・ママともに期間内に2回まで取得可 | 労働者が1か月前までに期間を申し出る。延長する場合はその2週間前までに申し出る。 |
| 産後パパ育休 (出生時育児休業) (R4.10.1～) | 産後休業をしていない労働者（パパ・養父母）が、原則として出生後8週間以内の子を療育するためにする休業。育児休業とは別に、期間内で2回まで通算4週間取得可能。 （～R4.9.30は出生後8週間以内に最大8週間・1回限り取得可能；パパ休暇） | 休業開始予定日の2週間前までに書面等により事業主に申出 |
| 子の看護休暇 | 小学校就学前の子が病気・けがをした場合、子の看護のため1年に5日まで、休暇を1日単位または時間単位で取得することが可能。事業者は繁忙などを理由に申出を拒むことはできない。 | 申し出は口頭でも可 配偶者が専業主婦でも利用可 |
| 勤務時間短縮等の措置 | 3歳未満の子を養育する労働者については、事業主は次のいずれかの措置を講じなければならない（短時間勤務の制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げや繰下げ、所定外労働をさせない制度、事業所内託児施設の設置など） * 3歳から小学校就学前までの期間の措置は努力義務 | 本人の請求 |
| 時間外労働の制限 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月に24時間、1年に150時間を超える時間外労働をさせてはいけない | 本人の請求 ・1回につき1か月～1年以内の期間の請求が可。 制限開始の1か月前までに開始日、終了日を明確にして申請。 |
| 深夜労働時間の制限 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合、事業主は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間、労働させてはいけない | 本人の請求 ・1回につき1か月～6か月の請求が可。 制限開始の1か月前までに開始日、終了日を明確にして申請。 |